

議案第 1 1 号

三田市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について

三田市災害派遣手当等の支給に関する条例を次のとおり定める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員の災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員の武力攻撃災害等派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当等は、職員が本市の区域内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から、同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

利用施設の区分 本市の区域内 に滞在した期間	公用の施設又はこれ に準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。